

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	(空欄)	国民健康保険システム(国保情報集約システムのみ接続)		
令和1年6月18日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和1年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 資格管理ファイル 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和1年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 前期高齢管理ファイル 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和1年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 国民健康保険料賦課情報ファイル 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和1年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 給付管理ファイル 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和1年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 滞納整理ファイル 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和1年6月18日	III リスク対策 1. 資格管理ファイル 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月18日	III リスク対策 2. 資格状況履歴ファイル 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月18日	III リスク対策 3. 前期高齢管理ファイル 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月18日	III リスク対策 4. 国民健康保険料賦課情報ファイル 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月18日	III リスク対策 5. 給付管理ファイル 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月18日	III リスク対策 6. 滞納整理ファイル 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月18日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成30年3月28日.	令和1年6月18日.	事後	
令和1年6月18日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ②しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)	事後	
令和1年12月13日	I-4 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条 別表第一の区長の部1の項、別表第二の1の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第一の1の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条 別表第一の区長の部1の項、別表第二の1の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第一の1の項	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月13日	Ⅲリスク対策 1. 資格管理ファイル ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	Ⅲリスク対策 1. 資格管理ファイル ②その内容	—	平成29年度課税当初課税データ作成業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の承諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	再発防止策の内容	—	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の承諾を求めるとともに、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	
令和1年12月13日	Ⅲリスク対策 2. 資格状況履歴ファイル ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	Ⅲリスク対策 2. 資格状況履歴ファイル ②その内容	—	平成29年度課税当初課税データ作成業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の承諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	再発防止策の内容	—	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の承諾を求めるとともに、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	
令和1年12月13日	Ⅲリスク対策 3. 前期高齢管理ファイル ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	Ⅲリスク対策 3. 前期高齢管理ファイル ②その内容	—	平成29年度課税当初課税データ作成業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の承諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	再発防止策の内容	—	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の承諾を求めるとともに、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	
令和1年12月13日	Ⅲリスク対策 4. 国民健康保険料賦課情報ファイル ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	Ⅲリスク対策 4. 国民健康保険料賦課情報ファイル ②その内容	—	平成29年度課税当初課税データ作成業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の承諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	再発防止策の内容	—	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の承諾を求めるとともに、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	
令和1年12月13日	Ⅲリスク対策 5. 給付管理ファイル ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月13日	Ⅲリスク対策 5. 給付管理ファイル ②その内容	—	平成29年度課税分当初課税データ作成業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の承諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	再発防止策の内容	—	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	
令和1年12月13日	Ⅲリスク対策 6. 滞納整理ファイル ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	Ⅲリスク対策 6. 滞納整理ファイル ②その内容	—	平成29年度課税分当初課税データ作成業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の承諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	再発防止策の内容	—	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	
令和1年12月13日	Ⅳ-2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6241	墨田区区民部国保年金課 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 Tel:03-5608-6121(こくほ資格係) 03-5608-6125(こくほ保険料係) 03-5608-6123(こくほ給付係)	事後	
令和1年12月13日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ②しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和2年6月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 資格管理ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p><墨田区における措置> 入退室管理をしている部屋に設置したサーバー内に保管している。サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要である。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>(墨田区における措置) ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 ※「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更には当たらない。
令和2年6月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2. 資格状況履歴ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p>・セキュリティゲートにて入退室管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記載)に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要</p>	<p>(墨田区における措置) ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 ※「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更には当たらない。

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3. 前期高齢管理ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	<p><墨田区における措置> 入退室管理をしている部屋に設置したサーバー内に保管している。サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要である。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>(墨田区における措置) ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 ※「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にと当たらない。
令和2年6月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 国民健康保険料賦課情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	<p><墨田区における措置> 入退室管理をしている部屋に設置したサーバー内に保管している。サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要である。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>(墨田区における措置) ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 ※「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にと当たらない。
令和2年6月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	<p>○国民健康保険システムにおける措置 ・サーバーへのアクセスは、ID、パスワード及び生体認証が必要となる。 ・紙媒体については施錠可能な書庫に保管する。 ・保存年限を経過した申告書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。</p>	<p>(墨田区における措置) ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 ※「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にと当たらない。
令和2年6月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(6. 滞納整理ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	<p>・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記載)に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要</p>	<p>(墨田区における措置) ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 ※「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にと当たらない。

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイル取り扱い事務 ③事務の内容	(空欄)	4 オンライン資格確認の準備業務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	
令和2年6月12日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイル取り扱い事務 ③事務の内容	(空欄)	<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	
令和2年6月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	(空欄)	○オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイ転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。	事後	
令和2年6月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	(空欄)	医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和2年6月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	(空欄)	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	(空欄)	(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当該評価の対象外。	事後	
令和2年6月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	(空欄)	(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会及び(iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォーム」に係る中間サーバー(自治体中間サーバー)を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当該評価の対象外。	事後	
令和2年6月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	(空欄)	(3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得及び(ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォーム」に係る中間サーバー(自治体中間サーバー)を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。	事後	
令和2年6月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	4件	事後	
令和2年6月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	(空欄)	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	事後	
令和2年6月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	(空欄)	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	事後	
令和2年6月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	(空欄)	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事後	
令和2年6月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数	(空欄)	10人以上50人未満	事後	
令和2年6月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	(空欄)	東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④再委託の有無	(空欄)	再委託する	事前	重要な変更
令和2年6月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤再委託の許諾方法	(空欄)	委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)	事前	
令和2年6月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤再委託の許諾方法	(空欄)	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	
令和2年6月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥再委託事項	(空欄)	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)	事前	
令和2年6月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	(空欄)	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	事後	
令和2年6月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	(空欄)	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	事後	
令和2年6月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②委託先における取扱者数	(空欄)	10人以上50人未満	事後	
令和2年6月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名	(空欄)	支払基金	事後	
令和2年6月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④再委託の有無	(空欄)	再委託する	事前	重要な変更

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤再委託の許諾方法	(空欄)	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)	事前	
令和2年6月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤再委託の許諾方法	(空欄)	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること	事前	
令和2年6月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥再委託事項	(空欄)	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	事前	
令和2年6月12日	Ⅲリスク対策(1. 資格管理ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	<国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことよって、特定個人情報不正に使用されることリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため	
令和2年6月12日	Ⅲリスク対策(1. 資格管理ファイル) 4. 特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報情報ファイル適切な取扱いの担保 具体的な管理方法	(空欄)	<医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること	事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	Ⅲリスク対策(1.資格管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事前	
令和2年6月12日	Ⅲリスク対策(1.資格管理ファイル) 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和2年6月12日	Ⅲリスク対策(1.資格管理ファイル) 10.その他のリスク対策 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和2年6月12日	Ⅲリスク対策(3.前期高齢管理ファイル) 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	<p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報に不正に使用されることによるリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 	<p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報に不正に使用されることによるリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和2年6月12日	Ⅲリスク対策(3.前期高齢管理ファイル) 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報情報ファイル適切な取扱いの担保 具体的な管理方法	(空欄)	<p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 	事前	
令和2年6月12日	Ⅲリスク対策(3.前期高齢管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	Ⅲリスク対策(3.前期高齢管理ファイル) 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和2年6月12日	Ⅲリスク対策(3.前期高齢管理ファイル) 10.その他のリスク対策 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和2年6月12日	Ⅲリスク対策(4.国民健康保険料賦課情報管理ファイル) 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用される リスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	<p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザー認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことよって、特定個人情報に不正に使用されることリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 	<p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザー認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことよって、特定個人情報に不正に使用されることリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和2年6月12日	Ⅲリスク対策(4.国民健康保険料賦課情報管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイル適切な取扱いの担保 具体的な管理方法	(空欄)	<p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はOSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化 etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 	事前	
令和2年6月12日	Ⅲリスク対策(4.国民健康保険料賦課管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事前	
令和2年6月12日	Ⅲリスク対策(4.国民健康保険料賦課管理ファイル) 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	Ⅲリスク対策(4.国民健康保険料賦課管理ファイル) 10.その他のリスク対策 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和2年6月12日	Ⅲリスク対策(5.給付管理ファイル) 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	<p>○国保総合PCにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことよって、特定個人情報不正に使用されることによるリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 	<p>○国保総合PCにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことよって、特定個人情報不正に使用されることによるリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和2年6月12日	Ⅲリスク対策(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報情報ファイル適切な取扱いの担保 具体的な管理方法	(空欄)	<p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 	事前	
令和2年6月12日	Ⅲリスク対策(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事前	
令和2年6月12日	Ⅲリスク対策(5.給付管理ファイル) 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和2年6月12日	Ⅲリスク対策(5.給付管理ファイル) 10.その他のリスク対策 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和2年6月12日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和元年12月13日	令和2年6月12日	事前	
令和2年6月12日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ②しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)	事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月10日	I-4 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項、別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条別表第一の区長の部1の項、別表第二の1の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第一の1の項 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第1 30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条、附則第5項 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1 区長の部1の項 同条第2項 別表第2 1、1の2の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第1 1の項 第3条 別表第2 1、1の2、1の3、1の4、1の5の項 	事後	
令和3年6月10日	I-5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ※ 番号法第19条第7号 別表第2 30、88の項は主務省令で定められていない。 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ※ 番号法第19条第7号 別表第2 30、46、88の項は主務省令で定められていない。 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	
令和4年6月16日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険の資格取得・喪失及び保険料の賦課事務 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を国民健康保険の加入・喪失、保険料の納入通知・納付書の交付に関する事務において取り扱う。 3 国民健康保険の保険給付業務 ①限度額適用・標準負担額減額認定申請 ②食事療養標準負担額減額認定申請 4 オンライン資格確認の準備業務 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険の資格取得・喪失及び保険料の賦課事務 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下本評価書において「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を国民健康保険の加入・喪失、保険料の納入通知・納付書の交付に関する事務において取り扱う。 3 国民健康保険の保険給付業務 ①限度額適用・標準負担額減額交付申請 ②食事療養標準負担額減額交付申請 4 オンライン資格確認業務 ＜オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)> 	事後	
令和4年5月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (詳細は別添1を参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (詳細は別添1を参照) 	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月26日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項、別表第1 30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条、附則第5項 番号法第9条第2項 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項、別表第1 区長の部1の項、同条第2項、別表第2 1、1の2の項 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条、別表第1 1の項、第3条、別表第2 1、1の2、1の3、1の4、1の5の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項、別表第1 30の項 番号法第9条第2項 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項、別表第1 区長の部1の項、同条第2項、別表第2 1、1の2の項 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条、別表第1 1の項、第3条、別表第2 1、1の2、1の3、1の4、1の5の項 ＜オンライン資格確認業務＞ 番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 30の項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	
令和4年6月16日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第2 42、43、44、45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 ※ 番号法第19条第7号 別表第2 45の項は主務省令で定められていない。 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ※ 番号法第19条第7号 別表第2 30、46、88の項は主務省令で定められていない。 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第2 42、43、44、45の項 ※ 番号法第19条第8号 別表第2 45の項は主務省令で定められていない。 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ※ 番号法第19条第8号 別表第2 30、46、88の項は主務省令で定められていない。 ＜オンライン資格確認業務＞ 番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	
令和4年6月16日	II 特定個人情報ファイルの概要(1. 資格管理ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1～11 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の○	番号法第19条第8号 別表第二の○	事後	
令和4年6月16日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 国民健康保険料賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	本人又は本人の代理人 評価実施機関内の他部署(窓口課、税務課、介護保険課) 行政機関・独立行政法人等(日本年金機構、地方公共団体・地方独立行政法人(市区町村))	本人又は本人の代理人 評価実施機関内の他部署(窓口課、税務課、介護保険課) 行政機関・独立行政法人等(日本年金機構、デジタル庁) 地方公共団体・地方独立行政法人(市区町村))	事後	
令和4年6月16日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 国民健康保険料賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1～3 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の○	番号法第19条第8号 別表第二の○	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	本人又は本人の代理人 評価実施機関内の他部署(区民部窓口課、区民部税務課、福祉保健部保健衛生担当向島保健センター、本所保健センター) 地方公共団体・地方独立行政法人(市区町村) その他(東京都国民健康保険団体連合会)	本人又は本人の代理人 評価実施機関内の他部署(区民部窓口課、区民部税務課、福祉保健部保健衛生担当向島保健センター、本所保健センター) 行政機関・独立行政法人等(デジタル庁) 地方公共団体・地方独立行政法人(市区町村) その他(東京都国民健康保険団体連合会)	事後	
令和4年6月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託(委託事項3) ①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事後	
令和4年6月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託(委託事項4) ①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	事後	
令和4年6月16日	Ⅲ リスク対策(1. 資格管理ファイル～6. 滞納整理ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	
令和4年6月16日	Ⅲ リスク対策(1. 資格管理ファイル～6. 滞納整理ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 ②その内容	平成29年度課税分当初課税データ作成業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の承諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	-	事後	
令和4年6月16日	Ⅲ リスク対策(1. 資格管理ファイル～6. 滞納整理ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 ②再発防止の内容	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求めめる場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	-	事後	
令和4年6月16日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ① 実施日	令和3年5月25日	令和4年5月26日	事後	
令和5年6月5日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	1 資格管理ファイル 2 資格状況履歴ファイル 3 前期高齢管理ファイル 4 国民健康保険料賦課情報ファイル 5 給付管理ファイル 6 滞納整理ファイル	1 資格管理ファイル 2 資格状況履歴ファイル 3 前期高齢管理ファイル 4 国民健康保険料賦課情報ファイル 5 給付管理ファイル 6 滞納整理ファイル 7 収納管理ファイル	事後	
令和5年6月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 国民健康保険料賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	本人又は本人の代理人 評価実施機関内の他部署(窓口課、税務課、介護保険課) 行政機関・独立行政法人等(日本年金機構、デジタル庁) 地方公共団体・地方独立行政法人(市区町村)	本人又は本人の代理人 評価実施機関内の他部署(窓口課、税務課、介護保険課) 行政機関・独立行政法人等(日本年金機構) 地方公共団体・地方独立行政法人(市区町村)	事後	
令和5年6月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(7. 収納管理ファイル)		Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(7. 収納管理ファイル)	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月5日	Ⅲ リスク対策(1. 資格管理ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・同一機関内における個人情報の移転は番号法、国民健康保険法、個人情報保護条例に則り、決められた範囲内に限定している。 ・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請書を提出し、認められた内容のみ受信できるようシステムで制限している。	・同一機関内における個人情報の移転は番号法、国民健康保険法、個人情報の保護に関する法律に則り、決められた範囲内に限定している。 ・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請書を提出し、認められた内容のみ受信できるようシステムで制限している。	事後	
令和5年6月5日	Ⅲ リスク対策(3. 前期高齢管理ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・同一機関内における個人情報の移転は番号法、国民健康保険法、個人情報保護条例に則り、決められた範囲内に限定している。 ・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請書を提出し、認められた内容のみ受信できるようシステムで制限している。	・同一機関内における個人情報の移転は番号法、国民健康保険法、個人情報の保護に関する法律に則り、決められた範囲内に限定している。 ・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請書を提出し、認められた内容のみ受信できるようシステムで制限している。	事後	
令和5年6月5日	Ⅲ リスク対策(4. 国民健康保険料賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・同一機関内における個人情報の移転は番号法、国民健康保険法、個人情報保護条例に則り、決められた範囲内に限定している。 ・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請書を提出し、認められた内容のみ受信できるようシステムで制限している。	・同一機関内における個人情報の移転は番号法、国民健康保険法、個人情報の保護に関する法律に則り、決められた範囲内に限定している。 ・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請書を提出し、認められた内容のみ受信できるようシステムで制限している。	事後	
令和5年6月5日	Ⅲ リスク対策(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 規定の内容	○墨田区 ・委託仕様書に墨田区個人情報保護条例に基づいた「個人情報保護に関する事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はISMS認証の取得を要件としている。	○墨田区 ・個人番号及び特定個人情報の管理に関する規程に基づき、委託契約書に「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はISMS認証の取得を要件としている。	事後	
令和5年6月5日	Ⅲ リスク対策(5. 給付管理ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・同一機関内における個人情報の移転は番号法、国民健康保険法、個人情報保護条例に則り、決められた範囲内に限定している。 ・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請書を提出し、認められた内容のみ受信できるようシステムで制限している。	・同一機関内における個人情報の移転は番号法、国民健康保険法、個人情報の保護に関する法律に則り、決められた範囲内に限定している。 ・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請書を提出し、認められた内容のみ受信できるようシステムで制限している。	事後	
令和5年6月5日	Ⅲ リスク対策(6. 滞納整理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	十分に行っている	再委託していない	事後	
令和5年6月5日	Ⅲ リスク対策(7. 収納管理ファイル)		Ⅲ リスク対策(7. 収納管理ファイル)	事後	
令和5年6月5日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ① 実施日	令和4年5月26日	令和2年6月12日	事後	再実施日を記載する。

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	4 オンライン資格確認業務 (中略) <オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	4 オンライン資格確認業務 (中略) <オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	
令和6年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	5件	事前	
令和6年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)/サーバ等ハウジングなど。	資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。	事前	クラウド化されるため
令和6年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	(空欄)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	
令和6年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	(空欄)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバックアップ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	
令和6年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②委託先における取扱者数	(空欄)	10人以上50人未満	事前	
令和6年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先名	(空欄)	東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	
令和6年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④再委託の有無	(空欄)	再委託する	事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤再委託の許諾方法	(空欄)	委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先による業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当該が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 国保総合(国保集約)システムをクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものであること 国保総合(国保集約)システムをクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対してシステム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	
令和6年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥再委託事項	(空欄)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	
令和6年1月31日	IIIリスク対策(1.資格管理ファイル) 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報情報ファイル適切な取扱いの担保 具体的な方法	・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 (中略) ・また、再委託先が本区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 (追加)	再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 (中略) また再委託先が本区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 国保総合(国保集約)システムをクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものであること 国保総合(国保集約)システムをクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者はクラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で許諾を得ること。	事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月31日	<p>Ⅲリスク対策(1.資格管理ファイル) 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報情報ファイル適切な取扱いの担保 具体的な方法</p>	<p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> (中略) (追加)</p>	<p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> (中略) <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出、テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p>	事前	
令和6年1月31日	<p>Ⅲリスク対策(1.資格管理ファイル) 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・国保総合(国保集約)システムをデータセンタに設置し、設置場所への入室記録管理、監視カメラによる監視および施設管理を行う。</p>	<p>・国保総合(国保集約)システムのデータベースに直接アクセスできる端末を連合会の管理区域に設置し、設置場所への入室記録管理、監視カメラによる監視および施設管理を行う。</p>	事前	
令和6年1月31日	<p>Ⅲリスク対策(3.前期高齢管理ファイル) 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報情報ファイル適切な取扱いの担保 具体的な方法</p>	<p>・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 (中略) ・また、再委託先が本区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 (追加)</p>	<p>再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 (中略) また、再委託先が本区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 国保総合(国保集約)システムをクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものであること 国保総合(国保集約)システムをクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者はクラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月31日	<p>Ⅲリスク対策(3.前期高齢管理ファイル) 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報情報ファイル適切な取扱いの担保 具体的な方法</p>	<p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> (中略) (追加)</p>	<p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> (中略) <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p>	事前	
令和6年1月31日	<p>Ⅲリスク対策(3.前期高齢管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・国保総合(国保集約)システムをデータセンタに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。</p>	<p>・国保総合(国保集約)システムのデータベースに直接アクセスできる端末を連合会の管理区域に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。</p>	事前	
令和6年1月31日	<p>Ⅲリスク対策(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報情報ファイル適切な取扱いの担保 具体的な方法</p>	<p>○再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 (中略) (追加)</p>	<p>再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 (中略) 国保総合(国保集約)システムをクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものであること 国保総合(国保集約)システムをクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者はクラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月31日	Ⅲリスク対策(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報情報ファイル適切な取扱いの担保 具体的な方法	<p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> (中略)</p> <p>(追加)</p>	<p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> (中略)</p> <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p>	事前	
令和6年1月31日	Ⅲリスク対策(5.給付管理ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施設管理を行う。</p>	<p>・国保総合(国保集約)システムのデータベースに直接アクセスできる端末を連合会の管理区域に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施設管理を行う。</p>	事前	
令和6年1月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年6月12日	令和6年1月25日	事後	
令和6年7月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	<p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p>	<p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わないが、被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。</p>	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和6年7月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	<p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p>	<p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 (iii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p>	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月16日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1 30の項 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1 区長の部1の項 同条第2項 別表第2 1、1の2の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第1 1の項 第3条 別表第2 1、1の2、1の3、1の4、1の5の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 30の項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表 44の項 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1 区長の部1の項 同条第2項 別表第2 1、1の2の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第1 1の項 第3条 別表第2 1、1の2、1の3、1の4、1の5の項 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 44の項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認) 	事後	法の一部改正のため
令和6年7月16日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第2 42、43、44、45の項 ※ 番号法第19条第8号 別表第2 45の項は主務省令で定められていない。 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ※ 番号法第19条第8号 別表第2 30、46、88の項は主務省令で定められていない。 <p>＜オンライン資格確認業務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69、70、71の項 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 <p>＜オンライン資格確認業務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	法の一部改正及び番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令の廃止に伴う番号法第19条第8号に基づく主務省令の制定のため
令和6年7月16日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 A. 国民健康保険の業務委託とシステムの関係	—	「A. 国民健康保険の業務委託とシステムの関係」の図にJ-LISを追加	事後	オンライン資格確認業務における被保険者資格情報の正確性を担保するためのものであり、特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和6年7月16日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 B. 国保総合PCと市区町村システムとの関係	—	「B. 国保総合PCと市区町村システムとの関係」の図にJ-LISを追加	事後	オンライン資格確認業務における被保険者資格情報の正確性を担保するためのものであり、特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和6年7月16日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	—	4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等上の被保険者異動情報の基本4情報照会(本人確認)を追加	事後	オンライン資格確認業務における被保険者資格情報の正確性を担保するためのものであり、特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和6年7月16日	II 特定個人情報ファイルの概要(1. 資格管理ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転	提供・移転の有無 提供を行っている 11件	提供・移転の有無 提供を行っている 9件	事後	法の一部改正及び番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令の廃止に伴う番号法第19条第8号に基づく主務省令の制定のため
令和6年7月16日	II 特定個人情報ファイルの概要(1. 資格管理ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転	提供先1 厚生労働大臣	削除	事後	法の一部改正及び番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令の廃止に伴う番号法第19条第8号に基づく主務省令の制定のため
令和6年7月16日	II 特定個人情報ファイルの概要(1. 資格管理ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転	提供先4 厚生労働大臣	削除	事後	法の一部改正及び番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令の廃止に伴う番号法第19条第8号に基づく主務省令の制定のため

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 資格管理ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム	紙、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和6年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 資格管理ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報	提供先2 全国健康保険協会 ①番号法第19条第8号 別表第二の2 ②健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	提供先1 全国健康保険協会 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2の項 ②健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの ③医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下この条において「医療保険給付関係情報」という。)であって第4条で定めるもの	事後	法の一部改正及び番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令の廃止に伴う番号法第19条第8号に基づく主務省令の制定のため ※他の提供先8件についても同様に変更する。
令和6年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 国民健康保険料賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転	提供・移転の有無 提供を行っている 3件	提供・移転の有無 提供を行っている 1件	事後	法の一部改正及び番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令の廃止に伴う番号法第19条第8号に基づく主務省令の制定のため
令和6年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 国民健康保険料賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転	提供先1 厚生労働大臣	削除	事後	法の一部改正及び番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令の廃止に伴う番号法第19条第8号に基づく主務省令の制定のため
令和6年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 国民健康保険料賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転	提供先3 厚生労働大臣又は共済組合等	削除	事後	法の一部改正及び番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令の廃止に伴う番号法第19条第8号に基づく主務省令の制定のため
令和6年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 国民健康保険料賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報	提供先2 市町村長 ①番号法第19条第8号 別表第二の27 ②地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	提供先1 市町村長 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 ②地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境課税と税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの ③医療保険給付関係情報であって第50条で定めるもの	事後	法の一部改正及び番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令の廃止に伴う番号法第19条第8号に基づく主務省令の制定のため
令和6年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理および個人番号の紐づけが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会などを行う。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和6年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転	提供・移転の有無 提供を行っている 24件	提供・移転の有無 提供を行っている 26件	事後	法の一部改正及び番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令の廃止に伴う番号法第19条第8号に基づく主務省令の制定のため

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 給付管理ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	(別表)提供先一覧	<p>■(別表)提供先一覧について、法令上の根拠、提供先における用途、提供する情報を修正</p> <p>■(別表)提供先一覧のうち、以下のものを削除</p> <p>①提供先:厚生労働省 提供先における用途:健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>②提供先:厚生労働大臣 提供先における用途:船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③提供先:市町村長 提供先における用途:介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>■(別表)提供先一覧のうち、No. 22~26を新規に追加</p>	事後	法の一部改正及び番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令の廃止に伴う番号法第19条第8号に基づく主務省令の制定のため
令和7年6月27日	基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	③ 被保険者用の再交付及び返還の申請 ④ 高齢受給者証の交付等の申請	③ 資格確認書又は資格情報のお知らせ ④ 前期高齢者の負担割合の判定	事後	国民健康保険法の改正により、国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証が廃止となったため
令和7年6月27日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ② システムの機能	○ 国民健康保険資格管理 ・被保険者に各種証(被保険者証等)を発行し管理する機能 ○ 前期高齢者管理 ・被保険者に各種証(前期高齢者等)を発行し管理する機能 ○ 国民健康保険滞納対策 ・短期証・資格証の発行・管理機能	○ 国民健康保険資格管理 ・被保険者に各種証(資格確認書等)を発行し管理する機能 ○ 前期高齢者管理 ・削除 ○ 国民健康保険滞納対策 ・資格確認書(特別療養)等の発行・管理機能	事後	国民健康保険法の改正により、国民健康保険被保険者証、高齢受給者証、短期証及び資格証が廃止となったため
令和7年6月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 資格管理ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 使用方法 情報の突合	・保険証などの各証の発行を行う。 被保険者証番号若しくは本人確認書類で突合する。	・資格確認書等の各証の発行を行う。 被保険者証番号若しくは本人確認書類で突合する。	事後	国民健康保険法の改正により、国民健康保険被保険者証が廃止となったため
令和7年6月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 資格管理ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③ 提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下この条において「医療保険給付関係情報」という。)であって第4条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(「医療保険給付関係情報」という。)であって第4条で定めるもの	事後	不要な記載があったため
令和7年6月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 2. 資格状況履歴ファイル 2. 基本情報 ③ 対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者資格証明書及び短期国民健康保険証の交付対象者	国民健康保険特別療養費の支給対象者	事後	国民健康保険法の改正により、国民健康保険被保険者資格証明書及び短期国民健康保険証が廃止となったため
令和7年6月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 2. 資格状況履歴ファイル 2. 基本情報 ③ 対象となる本人の範囲 その必要性	国民健康保険被保険者資格証明書及び短期国民健康保険証の適正な管理を行うにあたり、特定個人情報が必要なため	国民健康保険特別療養費の支給対象者に交付する資格確認書(特別療養)又は資格情報のお知らせ(特別療養)の適正な管理を行うにあたり、特定個人情報が必要なため	事後	国民健康保険法の改正により、国民健康保険被保険者資格証明書及び短期国民健康保険証が廃止となったため
令和7年6月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 2. 資格状況履歴ファイル 2. 基本情報 ④ 記録される項目 その妥当性	○ 識別情報:対象者を正確に特定するために記録 ○ 連絡先等情報:国民健康保険被保険者資格証明書及び短期国民健康保険証の発送に際し送付先確認のため、本人への連絡等のために記録	○ 識別情報:対象者を正確に特定するために記録 ○ 連絡先等情報:国民健康保険資格確認書(特別療養)又は資格情報のお知らせ(特別療養)の発送に際し送付先確認のため、本人への連絡等のために記録	事後	国民健康保険法の改正により、国民健康保険被保険者資格証明書及び短期国民健康保険証が廃止となったため
令和7年6月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 2. 資格状況履歴ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③ 使用目的	国民健康保険被保険者資格証明書及び短期国民健康保険証の適正な管理	国民健康保険資格確認書(特別療養)及び資格情報のお知らせ(特別療養)の適正な管理	事後	国民健康保険法の改正により、国民健康保険被保険者資格証明書及び短期国民健康保険証が廃止となったため
令和7年6月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 2. 資格状況履歴ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③ 使用方法	○ 国民健康保険被保険者資格証明書及び短期国民健康保険証の発行を行う。	○ 国民健康保険資格確認書(特別療養)等の発行を行う。	事後	国民健康保険法の改正により、国民健康保険被保険者資格証明書及び短期国民健康保険証が廃止となったため

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 2. 資格状況履歴ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	・国保システムの運用・保守業務 ・法制度改正に伴う国保システムの改修作業 ・国民健康保険被保険者資格証明書等各種帳票の印字	・国保システムの運用・保守業務 ・法制度改正に伴う国保システムの改修作業 ・国民健康保険資格確認書(特別療養)等各種帳票の印字	事後	国民健康保険法の改正により、国民健康保険被保険者資格証明書及び短期国民健康保険証が廃止となったため
令和7年6月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 3. 前期高齢管理ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・国民健康保険前期高齢者資格の取得、喪失の手続きを行う。 ・国民健康保険高齢受給者証などの各証の発行を行う。 ・負担区分の判定を行う。	・国民健康保険前期高齢者資格の取得、喪失の手続きを行う。 ・負担区分の判定を行う。	事後	国民健康保険法の改正により、高齢受給者証が廃止となったため
令和7年6月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 4. 国民健康保険料賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合情報の突合	被保険者証番号若しくは本人確認書類で突合する。	被保険者記号番号若しくは本人確認書類で突合する。	事後	国民健康保険法の改正により、国民健康保険被保険者証が廃止となったため
令和7年6月27日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)	・被保険者記号および被保険者番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)	事後	国民健康保険法の改正により、国民健康保険被保険者証が廃止となったため
令和7年6月27日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	・券面記載の被保険者証記号	・券面記載の被保険者記号	事後	国民健康保険法の改正により、国民健康保険被保険者証が廃止となったため
令和7年6月27日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	・券面記載の被保険者証番号	・券面記載の被保険者番号	事後	国民健康保険法の改正により、国民健康保険被保険者証が廃止となったため
令和7年6月27日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	・被保険者証裏面への性別記載の有無	・券面裏面への性別記載の有無	事後	国民健康保険法の改正により、国民健康保険被保険者証が廃止となったため
令和7年6月27日	Ⅲリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 1. 資格管理ファイル 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検[○]内部監査[]外部監査	[○]自己点検[]内部監査[○]外部監査	事後	外部の専門機関による監査への変更であり、明らかにリスクを軽減するもののため、重要な変更には当たらない。
令和7年6月27日	Ⅲリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 2. 資格状況履歴ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じてた入手を除く) リスクに対する措置の内容	・届出・申請等については、本人確認資料(身分証明書等)により本人確認を厳格に行うことで対象以外の情報の入手を防止している。 ・国民健康保険の情報を各システムから取得する方法は限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国民健康保険の情報を各システムから取得する際は、国民健康保険被保険者資格証明書及び短期国民健康保険の管理業務に必要な情報のみ取得するように制限しているため、必要な情報以外を入手することはない。	・届出・申請等については、本人確認資料(身分証明書等)により本人確認を厳格に行うことで対象以外の情報の入手を防止している。 ・国民健康保険の情報を各システムから取得する方法は限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国民健康保険の情報を各システムから取得する際は、国民健康保険特別療養費の支給対象者に交付する資格確認書(特別療養)及び資格情報のお知らせ(特別療養)の管理業務に必要な情報のみ取得するように制限しているため、必要な情報以外を入手することはない。	事後	国民健康保険法の改正により、国民健康保険被保険者資格証明書及び短期国民健康保険証が廃止となったため
令和7年6月27日	Ⅲリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 2. 資格状況履歴ファイル 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検[○]内部監査[]外部監査	[○]自己点検[]内部監査[○]外部監査	事後	外部の専門機関による監査への変更であり、明らかにリスクを軽減するもののため、重要な変更には当たらない。
令和7年6月27日	Ⅲリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 3. 前期高齢管理ファイル 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検[○]内部監査[]外部監査	[○]自己点検[]内部監査[○]外部監査	事後	外部の専門機関による監査への変更であり、明らかにリスクを軽減するもののため、重要な変更には当たらない。
令和7年6月27日	Ⅲリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 4. 国民健康保険料賦課情報ファイル 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検[○]内部監査[]外部監査	[○]自己点検[]内部監査[○]外部監査	事後	外部の専門機関による監査への変更であり、明らかにリスクを軽減するもののため、重要な変更には当たらない。
令和7年6月27日	Ⅲリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 5. 給付管理ファイル 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検[○]内部監査[]外部監査	[○]自己点検[]内部監査[○]外部監査	事後	外部の専門機関による監査への変更であり、明らかにリスクを軽減するもののため、重要な変更には当たらない。

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	Ⅲリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 6. 滞納整理ファイル 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検[○]内部監査[]外部監査	[○]自己点検[]内部監査[○]外部監査	事後	外部の専門機関による監査への変更であり、明らかにリスクを軽減するもののため、重要な変更には当たらない。
令和7年6月27日	Ⅲリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 7. 収納管理ファイル 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検[○]内部監査[]外部監査	[○]自己点検[]内部監査[○]外部監査	事後	外部の専門機関による監査への変更であり、明らかにリスクを軽減するもののため、重要な変更には当たらない。
令和7年6月27日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和6年1月25日	令和7年5月30日	事後	